

動態的安定論

——成熟社会の政治システムへの一試論——その(一)

岡 沢 憲 芙

はじめに

ユートピアについて語ることはもはや不可能なのであろうか。この質問に対して人間の可能性を信じる楽観論的な解答を与える者も、既に絶望感に身を委ねている者も新しい挑戦の時代が眼前に拓がっていることは認めねばならないであろう。この新しい挑戦はエコロジへの関心が高まる中で明確にされた。人間環境からの挑戦である。エコロジスト達は現代テクノロジーが一方で輝かしい成功を収めたことを肯定しながらも、その恩恵と引き換えに環境破壊という代価を支払わねばならない時代に突入したことを指摘している。この挑戦はテクノロジーそのものよりもテクノロジーが少数特権階級の専有物から万人の権利となったこと(テクノロジーの民主化)に端を発すると考えた方が適切であるかもしれない。後者の立場をとり、テクノロジーを再び少数者の特権にすればこの挑戦を回避出来るだろうか。その便利さを知ったら容易に捨て去れないというテクノロジーに備わった魅力の故に、又、今日の経済・政治システムがテクノロジーに依存したものとなっているが故に、不可能であろう。一方、前者の立場をとり、生物学的資本の保全に対する脅威を除去することも不可能であろう。テクノロジーによって生まれた問題をテクノロジーだけで

解決しようとするから。そのような態度をとれば際限なきテクノロジーの階梯をのぼり続けねばならないであろう。

大気汚染の深化、天然資源の枯渇、食糧の不足、人口の爆発という内容を伴うこの新たな挑戦に人類が勝利し、絶望以外の言葉で未来を語る事が出来るようになるためには次のような基本的認識が必要であろう。

第一に、地球が人間活動に焦点を合わせる限り、再生能力に限界がある閉回路フィードバック・システムであることを認めることである。グローバル・テクノロジーの進展に伴ってすべての問題が一層グローバルな性格を持つてあるうからこの認識が不可欠となる。国家間の高度の相互依存と新しい国際的連帯感を生み出す母胎と成り得るが、極度に偏狭な国益論が優位に立つ時、危機は全地球的となるう。かくして、テクノロジーが政治性を増し、決定作成者はテクノロジーの問題に大きな関心と理解力を示さねばならなくなるう。彼らは、この基本認識に立って、従来の発展と成長と拡張を中心とした政治の論理を撤回せねばならない。莫大な資源を国家エゴの達成の為に投入する戦争というエネルギー消費ゲームを繰り返して行なう程の余裕を地球が持っていないことが益々明らかに成るにつれ調和と安定が政治の論理の基礎となるであらう。

第二に、利潤と成長の極大化を目指す考え方が再検討されざるを得ないであらう。^(注1)GNP神話は終了し、生活水準の尺度は消費生活から人間生活の質と福祉に移行するであらう。年々富と物質的快適さが増大していくことが現代の希望^(注2)とすれば、確かにこの意味での希望は終りに近づいている。換言すれば、狭い経済的・政治的必要性がテクノロジーの選択を決定する時代、即ち、経済的必要性↓テクノロジー↓エコシステムの順序で成長を正当化する論理を構築することが許される時代が終焉しつつある。テクノロジーカル・アセスメントの立場からすれば人間の必要と欲求の評価↓それに適合する環境の潜在力の測定↓これらの欲求達成に必要な工業的オペレーション、技術的プロセス、経済

的資源の決定、が今後の決定作成者の推論過程とならう。対数曲線的な成長を遂げた時代の狂信的に疾走する経済は永久には続き得ない。Dennis Gabor の言う成熟社会^(注3)——現在のような毎年絶え間なく続く経済成長が終りを遂げた時に、社会内部でも平和であり、自然環境とも調和が保たれている社会——が人間にとって一つのバラ色の未来であるとすれば、我々の持つ政治システムはそれへの移行を可能にするであろうか。現在の政治体系は上述した二つの基本的認識を欠如した、人類の発展過程の中で生れた、即ち、成長が偶像視されていた時代の所産である限り、見通しは暗い。

成長よりも安定を重視する未来社会の政治には何よりも先見性が求められる。新しい挑戦はその性格と規模の点から言って人間がただ単に歴史と共に歩いているだけでは克服できない種類のものである。しかもその変化の加速性は一層増大し、より速い適応力と危機克服力、決断力を要求してくるであろう。その反面 Alvin Toffler の言う新奇性、多様性が増進し、速やかな決定能力と適応能力に挑戦してくることが予測される。そこで、もし先見性が欠落していたら、莫大なデータを適確に解説・処理し得ず、理性的決定能力は作動不能に陥り、「未来の衝撃」に直撃された政治体系は行動不能に追い込まれるであろう。そこで先見能力を獲得するためにも、変化を素早く適確に察知する装置、到来する変化を統御する反応力、反応力の基礎としての広範な合意領域、大幅に変動を内在化させた安定を成長以上に評価する政治観が政治体系内に存在することが必要とならう。

本稿は、いわば動態的安定——変化はしていても安定しているシステム——が未来社会の政治システムの指標となるであろうという仮説を基礎に従来の政治的安定論を再検討しようとする一つの試みである。

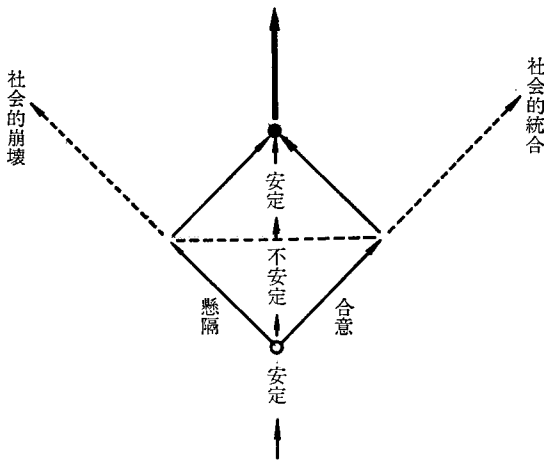
一、安定—不安定

安定という概念はアリストテレスが紀元前四世紀のギリシャ都市国家の比較研究を行なった時以来、西洋政治理論の絶えざるテーマの一つとなっている。言う迄もなく、安定という用語は一つの現象を指示するものではなく、いくつかの現象が組み合わさった状況を指して、莫然と使用されている。ある場合には、単なる継続的存在とか、均衡状態の固定化と同意語に使用されたり、革命や暴力的要素の欠如・憲法改正の欠如・反体制運動の欠如・制度的不安定や政府不安定の欠如などの状況を指示して用いられたりしている。適切な単一の定義が存在しないのは完全に安定した国家が一つも存在したことがないからであり、すべての社会が変動と安定との間の持続的緊張状態にあるからである。^(注5) 人間の限りない解放と、解放された人間の社会的再統合という本質的に二律背反的な契機によって近代政治が開示されてきたことを考慮に入れれば、安定はすべての政治システムの理想でありながら到達不可能な状況といえよう。^(注6) そこで政治体系の諸部分に関連ある語として用いられる場合にも、全体としての政治体系に関連して語られる時にも安定は程度の問題として考えられるべきである。^(注7) (図表I参照)^(注8)

安定の概念を明確にするために、安定を阻止し、不安定を生み出す要因を先ず考えてみる。政治的不安定の誘因は皮肉にも(1)テクノロジの発達と(2)政治的近代化、^(注9) そのものに見出しうる。

人類がその環境をコントロールし、開発しようとして技術を革新し、問題処理能力を得ようとする過程はそのまま不安定を生む基盤となって来た。テクノロジの世界的拡がりには常に人間の問題については攪乱要因として作用して来た。その顕著な例は産業革命であった。一八世紀、一九世紀のヨーロッパ、北米大陸の社会は産業革命の結果大

図表 I : 安定・不安定



出典 (注 8)

く変質した。古い価値と利益が技術革新の影響を受けて修正され、脅威を受け、果ては新しい価値や利益にとってかわられた。既存の集団や機構の基盤を掘り崩し、それらを変質させたり、新たな集団や機構を生み出した。技術革新はただ単に新しい価値と利益を現出させたばかりでなく、それらと関連して際限なき期待の高揚をももたらした。この期待、高揚、革命は一方で開発途上国の民族主義運動に火をつけ、独立運動を推進させたが、他方で、持たざる国に

世界征服という野望を抱かせることになった。後者は技術革新の今一つの側面である人口成長が圧力となって拡大強化された経済的利益の要求が充足されないために生じた欲求、不満、高揚、革命とも言い得よう。(注10) 二〇世紀は旧植民地地域の独立運動と世界的規模の戦争に彩られた文字通りの変動の時代となった。

政治的近代化は政治意識の拡大と政治参加の拡大を実現したが、急速な社会的経済的変動をももたらした。社会的流動化(具体的には都市化、読み書き能力と教育の進歩、工業化、マス・メディアの拡充、世俗化、民主化に伴って進展した)は新集団の政治への急激な動員と相俟って政治意識を拡充し、政治的要請を多元化させることになった。社会勢力の多元化と多様化をもたらした高度の構造的分化を定着させ

(注11) として、社会の複合度と異質度が増大する中でそれに対応する能力を欠いた伝統的な政治的権威源、伝統的政治制度が、正当性、有効性という観点から脆弱化し、政治的不安定と無秩序が結果として生じた。(注12)

近代政治システムを取り囲む環境的要因とシステムそのものに源を発する要因とが相俟って近代政治が変動と政治的不安定を常態化させるに至った。そして何よりも、それに付随して新しい変動観を持つ人間が誕生した。技術万能の信仰が変動可能性と変動統御力に対する考え方を変化させた。自然と社会の連続性を予想するがそのいずれかを棄れたり、制御したりする人間の能力を信じなかった伝統的人間は技術革新のインパクトを受けて、歴史の幕間に去り、変動を承認し、むしろ望ましいと確信する可動的パーソナリティを持つ人間が登場した。(注14) これと並行して政治安定論は発展論、統合論の著しい繁茂の陰でそれらのコロラリーとしてのみ論述されることが多くなった。

A、政治的安定の概念。——政治的安定の三決定素。

以上のように変動との関連で政治体系の安定・不安定を考察する時我々はその概念を主に(1)政治体制ないしは政治構造、(2)政府及び人的構成、(3)社会的安定(政治過程に暴力、暴動、軍部介入が存在しないことを含む)、(注15) に関係したものと扱っている。勿論これらは実際の歴史的状况においては相互に関係し合いそれぞれが個々に切り離されているのではない。

A-1 政治体制ないしは政治構造の安定。

この意味での安定は、政府とその政府が依拠する規範及び政治体系の本質的要素の継続度に関連している。より具体的には政府の人的構成の変更、政策変更を定めた規則や慣行、官僚機構その他の政府機構、当該政治体系によって適当と考えられている政治行動(投票制度、選挙制度、指名制度、政党組織、などを含む)、現存する政治過程及び

基本的構造の変更諸手続きをも含めることができよう。英国の例が最も引用されている。そこでは体制の本質的要素は数世紀にわたって存在して来たし、変化は伝統との鋭い断絶もなく、常に秩序ある方法で導入されてきた。この意味での安定の典型例が英国であるとすれば、フランス、ワイマール・ドイツは西ヨーロッパにおける不安定の例である。

Harry Eckstein は政治的安定を政治パターンの継続性に求めながらも、時間的長さが絶対的基準と成ることを嫌っている^(注16)。そして、政治的安定を有効で信頼に足る政府の同義語と考える。彼は、政治体系が、国民の大多数及びシステム内に存在する大企業や軍隊のような強力な集団が政府の基本的な機能と考えている諸機能を充足している^(注17)。都合、すなわち有効性の観点からフランス第三共和政を不安定とし、その存続理由を特殊な歴史的偶発事に求めた。S.M. Lipset によっても展開された有効性の概念を導入することによって安定概念は時間的継続性を重視する静態的概念から、より操作的概念となった。より操作的に使用しているのは Lipset である。彼は、第一次世界大戦以後、自由民主主義的伝統に中断を経験していない国を安定した国家と分類した。時間的継続性を基準にした点では妥当なものといえる。しかし、彼は第二の要素として「過去二五年にわたり、民主主義的な『ゲームのルール』に対立する大規模な政治運動がないこと」を安定の要件にした。これは操作され、過去二五年のうちにファシスト党、共産党が二〇%以上の得票率を獲得しないことと解釈されている。そしてフィンランド、フランスなどを不安定な国家と分類している^(注18)。イタリア、フランスにおける共産党への一貫した高支持は政治システムに大変動をもたらしたと直接的に

関連づけ得るであろうか。反政府勢力に対する高率の支持の存在は安定強化の役割を演ずる可能性を持っている。逆に、操作的な定義を一切排し、政治体制の継続性を最も狭義に憲法の継続性に限定すれば体系の安定に関する情

報などほとんど生み出さないであろう。^(注19) 憲法改正回数のみを重視して安定を考えることは不適切であるばかりでなく有意性をほとんど持たない（なぜなら一七八九年革命以後一七回も憲法改正をしたフランスは永久に安定した国と分類されないであろうから）。政治体制の基本的性格を変えることなく実施される憲法改正の例は多いし、憲法条文が修正されないまま政治体系の本質的要素が消滅した例も、逆に憲法に明文化されぬまま政治の中心的役割を演じる構造が生まれる例も多い（その典型は政党）からである。

A-2 政府及び人的構成の安定。

社会の資源、報酬、罰則の配分を行ない得ない程の速度で交代する政府は不安定である。（この場合、政府とは同一首相がその地位を継続保有し、しかも議会内で同一政党の支持に依拠している時を指す。）安定した政治体系はそのため、政府及びその人的構成の交代、変化を秩序的に実現するような手続きを定めている。人間は遅かれ早かれ死すべき運命にあるので人的構成の変更はいかなるシステムにおいても不可避的なことである。また、決定作成機関の構成員には政府が強制力をコントロールし、そのシステムの正当性を維持するため合理的な行動が常に要請されている。ほぼすべての政治体系に、政府及び人的構成を規定する確立された方法とその適正時期を明らかにする方法が定められているのはその為である。

この観点からすると、フランス第四共和政の諸内閣、今日のイタリアは急速な内閣交代のゆえに不安定であると類別されよう。一九四六年から一九五八年迄のフランスの内閣の平均寿命は僅か約七ヶ月に過ぎず、イタリアの戦後の内閣の平均政権担当期間も一年以下という短命のものにすぎない。安定した政府の最低基準となる平均在職期間というものは存在しないが、これら二つの短命例の場合、政府が充分に機能遂行を行ない得るとは思えない^(注20)（図表Ⅱ参照）。

図表Ⅱ 内閣の平均寿命〈戦後期〉（単位年）

Australia	7.0	Luxembourg	2.3
Canada	5.2	Iceland	2.3
Sweden	5.0	Netherlands	2.2
New Zealand	4.4	Denmark	2.1
U.K.	3.3	Belgium	1.2
Germany	3.3	Finland	1.0
Norway	3.3	Italy	0.9
Eire	3.0	France	0.7
Austria	2.3		

出典（注20）

政府の継続性を基盤とするこの政治的安定の要素は次の三点でこれだけでは絶対的基準とはなり得ない。先ず第一に単純な時間的継続性はどの集団、政党、個人が政権を担当するかという継続性の質的内容を無視してしまうことになる。第二に、政府の継続性を過度に重視することは、任期の定まった大統領制はその政権の実態の如何を問わず、議院内閣制よりも安定しているという論理的帰結を生む。大統領制の方が常に安定しているとは限らないし、不安定な政治的伝統を大統領制の確立によって克服しようとして逆に政情不安を生み出し、データを招いた例も開発途上国には多い。第三に、内閣改造と内閣交代のそれぞれの比重を測定することは困難である。人的構成に真の変化を伴わない内閣交代と内閣にとって決定的に重要な意義をもつ枢要ポストの交代を伴う内閣改造は政治過程全体に及ぼす影響力の点で大いに相違するはずである。そこで研究対象国家のそれぞれの内閣交代・内閣改造が政治システム全体の安定・不安定にどのように作用するかが詳細に研究されねばならないだろう。同一政党が長期にわたって政権を担当している日本やスウェーデンのような国の内閣交代と二大政党が交代で政権を担当する国の内閣交代とを比較する時、前者の場合の方がはるかに政治システムに大きな変動を及ぼすであろう。政権交代が政党間の交代を必ずしも意味しない国では内閣改造が絶えざる人的構成

上の変化を伴う場合には安定・不安定の要因として働くかもしれない。

理論的には大衆の目には政府の継続性は一般的な意味での政治的安定とほぼ同義であると考えられている。崩壊の危機を常にはらんだ政府よりは国民の忠誠心と効果的な資源配分機能を維持し正当性を主張し、さらにそれらをシステムへの支持にフィードバックし得よう。前述した三つの理由で絶対的基準とはなり得ないとはいえ、政府の継続性が安定・不安定の中心的要素の一つであることには疑いの余地はない。

A-3 社会的安定

政治体系の主要機能の一つは、一連の政策の作成と実施である。そこで政策形成・決定・実施がパターン化されている。一方、近代の政治システムはほぼすべて、自らの目的と公的利益に関する自らの見解を公的な政策に転換しようとする集団間の抗争を含んでいる。諸集団がその要求、期待、利益を達成する方法が政治体系内で容認され確立された手続さと相違する場合、とりわけ暴力行為を含む時、そのシステムは不安定となる。

目的達成にあたって暴力が使用されることは、政治システムの構成員の側にそのシステムが有効性と正当性を欠くという判断が少なからず存在していることを意味している。かような場合資源分配能力を欠如しているといえよう。換言すれば政治的目的を実現する上での暴力使用の必要性は政治的要求をシステムが吸収し得ぬ証明である。

ヒトラーやムッソリーニが親衛隊を使用して政権獲得をはかった例をその典型とし、いずれの政治体系にも多かれ少なかれ暴力的要素ないしはその可能性が存在している。更に、付け加えられねばならない点は、ある行動を安定要因として容認する国もあれば不安定要因として排除している国もあるということである。例えば労働者のストライキがかなりの暴力的要素を含んだものであっても正当かつ合法的プロテストとして容認されている国もあれば、通常の

ストライキ行動すらそれを正当でなく、安定を崩壊させると考えるシステムもある。

しかし、いずれにせよ社会的安定が体制の安定、政府の継続性と密接に係合していることは経験的にも明らかである。(図表III)^(注21)は政治的变化の方法を人的構成、政策、構造及び過程の三要素に分類し、安定・不安定を相互に排他的な状況としてよりはむしろ連続体(continuum)の二つの極として区別したものである。最も安定していると分類されるのは最上段左端、最も不安定なものは最下段右端である。いずれの変革のディメンションにおいても暴力的要素が増大するにつれて不安定の可能性が強いことがわかる。

以上あげた三要素は政治的安定という概念について語る時暗黙のうちに意味されてきた。この要素は勿論切り離して語り得ない相互に関連した現象であり、一要素の変異は他の二要素に影響を及ぼし、そのまま政治的安定・不安定に作用する。しかし、最も安定した政治システムは程度の差こそあれこれらの三要素のどれ一つをも欠いてはいないし、常にその維持に成功している。

かくして我々は政治的に安定したシステムを「その体制、政府及びその人的構成を維持し得る範囲内で変化を許容し、その一方で、社会内での過度な不法暴力の使用を回避し得るシステム」と定義できよう。^(注22)

B 安定—不安定の要因

政治的安定の実現はすべての政治システムの目的である。ために、アリストテレス以来多くの研究者が、あるいは不安定原因を追求するという形で、あるいは独裁者出現の理論的根拠を求めるといふ形で、あるいは効果的な後進国援助のあり方を求めて、直接、間接にこの問題に大きな関心を示し、研究業績を蓄積して来た。しかしながら、今日も依然として、社会学者の間で一般的な承認を獲得する程の理論的公式は存在していない。^(注23) 政治的変革及び政治的

圖表 III 政治的變革と政治的安定 *Dimension of Change*

<i>Conditions of Change</i>	PERSONNEL (LEADERSHIP)	POLICY	STRUCTURE AND PROCESSES
Stable change	Cooptation	“Constitutional” executive, and judicial decision-making processes	Slow evolution of values and behavior patterns, without conscious or formal recognition of change
	Appointment		
	Cabinet “shuffles”	Legitimate legislative, executive, judicial, constitution-amending processes	
	Election		
Unstable change	Inheritance		
	Resignation or abdication under pressure, especially threat of violence	Boycotts	Subversion
	Assassination	Passive resistance and civil disobedience	Terrorism
Unstable change	Non-violent <i>coup d'état</i>	Mass demonstrations and riots	Guerrilla warfare
	Violent <i>coup d'état</i>	Extra-constitutional intervention of powerful institutionalized groups (such as the religious or the military)	Insurrection, rebellion
Unstable change			Revolution
Unstable change			International war

出典 (注21)

変革と経済・社会的要因との関係について近年著しい研究が行なわれているにもかかわらず。

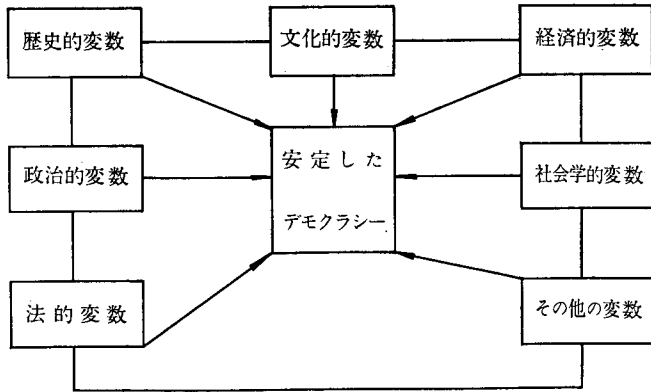
従来的一般理論を指向した研究は政治的安定・不安定要因を(1)歴史的事情に求めるもの、(2)法的理由に求めるもの、(3)文化的理由に求めるもの、(4)社会的理由に求めるもの、(5)経済的理由に求めるもの、(6)政治的理由に求めるもの、(7)その他の理由に求めるもの、に類別されよう(図表IV参照)^(注24)。ここではそれらの諸説を若干の批判を加えて再検討したい。

B-1 政治的安定の政治史的説明

安定・不安定の要因を歴史的に説明しようとする企図はほぼすべての政治研究家、とりわけ比較政治学専門家の著作に見られる。この種の説明によれば個々の政治システムの安定はそのシステムの過去の歴史的な論争を処理する方法によって決定されることになる。例えばアメリカ国内の対立はジェファーソン派とハミルトン派の対立という伝統にまで言及されたり^(注25)、フランス国内の対立はフランス革命に端を発する共和派対共和派の対立にまで溯って説明され、フランス政治史は社会問題、政治問題をめぐる両派の対立、抗争の歴史であるとされる。Maurice Duvergerがその著作の中でしばしば示すように学校制度を宗教的コントロールの下に置こうとする聖職者、カソリック信者を中心とする保守派とそれに反対する共和派の対立は一九世紀に発生し、二〇世紀中葉まで続いた。第三共和政、第四共和政の不安定は一七八九年革命に生じ、このような形で強化された二大勢力間の懸隔が原因であるとされ、国民的合意の形成を阻止する要因でもあるとされる。

歴史的事情に安定・不安定の要因を求めることは正しくもあり、大きな説得力をも持つとはいえ、過度に評価されすぎる傾向が強いため、かえって現状理解を困難にしてしまう可能性がある。歴史的要因を重視すれば、政治システ

図表Ⅳ：政治的安定の諸要因



過去の経験が決定作成者の行動を困難にするような懸隔を生み、その残滓としての懸隔が構造化されることによって政治システムが更に一層条件づけられるということになる。とすればそのシステムの構成員は現在の問題を処理する方法を過去にのみ求めるが窮極的には解決に到達できず、過去の抗争を闘い続けることしかできないことになる。更に、過去が現在と未来に影響を及ぼす方法と、現在の不安定を克服するために学ぶべき歴史的時期と事件を選別する方法が明確にされ得ない限り、その説明は有意性を持たないであろう。(歴史的記述を中心とするいわゆる伝統的政治学の一派が後退を余儀なくされた理由の一つはここにあった。) けれど最も不安定な国ですらその歴史のある時期には安定の時代を経験したであろうから。その意味で歴史的に説明しようとする試みはその説得力にもかかわらず一種の逃げ場であり、完全な説明を期し得ない時最も容易にそこから逃げ去ることのできる逃避口である。(注26)

B-2 政治的安定・不安定の法的説明
 いかなるシステムにあっても法体系の存在なくしては秩序を作りそれを維持することは出来ない、という仮説に依

抛し、法の存在と精緻化を政治的安定の要因とする考え方は今日では既に流行遅れになっている。(然し、一九世紀末及び二〇世紀初期には伝統的な政治学が広く採用していた)。

厳格な法体系の存在が体制に対する大衆の支持を動員し、政治的安定を生み出す、ことを例証する証拠はほとんど存在しない。むしろ社会秩序の真の基盤を法体系の存在に求めることは法体系の精緻化のみを招き、要求に対処する能力の欠如を隠蔽するための法の複雑化を結果し、混乱の原因となるであろう。開發途上国における法体系導入が紛争解決よりはむしろ紛争増殖を生み出すことになったことが報告されている。^(注27)

しかし乍ら、法体系の存在そのものは政治的安定の要因とはなり得ないとしても、法体系の維持に失敗すれば、政治システムが正当性を失わない、安定が危機に直面するとは言いうるであろう。ただし法体系の維持は政治体系の主要機能の一つであるから。

いずれにせよ法律外的性格を持つ集団間のダイナミックな相互作用が近代政治システムの特質であり、法体系の存在そのものが政治的安定の真の基盤となることはありえないであろう。又、政治的安定・不安定が法構造に影響を与える程には法体系の変化は政治的安定・不安定に作用しないであろう。この点については選挙法に関して論議が集中している。この問題については後でも論述するが、「選挙法改正→小選挙区制導入→政治的安定の実現」という論理には一方的な因果律などはない。文化的要因が媒介変数として働いていることが故意に無視されていると考えられる。^(注28)

B-3 政治的安定・不安定の文化的要因

政治的安定・不安定の要因を文化的なものに求め説明しようとするものは大別して(1)文化的同質性の存在に安定要

因を求める方法と②大衆の政治に対する態度を直接的に研究しようとする方法に分れる。後者は H. Eckstein, G.A. Almond, S. Verba 等によって展開されるに至った比較的新しい試みであり、有意性の点から見て前者に比べはるかに優れているといえよう。

先ず前者の場合について簡単に述べてみよう。ある政治システム内の宗教的同質性、言語的同質性、民族、人種的同質性のレヴェルと政治的安定とははばば指摘されて来た。ルソーは「社会契約論」^(注29)の最後半部の相当数を特に宗教的同質性に割り、この分野のバイオニアとなった。文化的同質性は社会勢力間の懸隔幅を縮め、同意の醸成と強化を可能とし、その結果安定が増大するというのがこの立場の推論過程である。

交差圧力に関する研究の発達が文化的同質性を政治的安定の要因とする考えに挑戦している。政治体系の成員が全体としての社会に対する掛わり合い以上にその宗教的、言語的、人種的集団の吸引力に引かれるとすれば、即ち、政治システムではなく個々のサブ集団に対して主に個人的忠誠心を向ければ、システムは正当性を失なう可能性もある、という観点に L. Lipson は立っている。^(注30)特にそのサブ集団が先験的に当該政治システムに敵対的な性格を有すれば、一層、合意による政治など実現不可能である。かような状況では、文化的同質性がむしろ逆に immobilism と不安定を生む分断された政治文化をともなう遠心的デモクラシー (centrifugal democracy)^(注31)に陥いる可能性すら持っているかもしれないのである。

その典型的な例はローマ・カソリックが政治システムの支配的信念体系として存在する場合である。多くの研究者がローマ・カソリックが支配的な信念体系として存在することと政治的安定との関係がマイナス相関であることを述べて来た。^(注32)例えば、Lipset は近代における西欧諸国に生じた三つの主な争点の一つに「教会および諸宗教、教会ない

し諸宗教の国家の位置」^(注33)を挙げ、この政治体系に緊張状態を生み出す問題を一度に解決することができれば安定に貢献するだろうと述べている。しかし、争点が世代から世代へ受け継がれ複雑度を増せば、政治的状況は寛容や妥協から激しさと欲求不満という特徴を持つに至るであろう。そして、彼はその意味で未だ寛容と安定の欠如及び分裂を示しているのはカソリック諸国（イタリア、スペイン、フランス、オーストリア）であると説明している。^(注34)カソリックそのものが不安定要因となっていないのではなく、政治システムに負荷として付け加えられたカソリックの存在が安定を阻止しているのである。政治的不安定の要因をそのシステムの支配的宗教としてのカソリックの存在に求める研究者はカソリックの存在はさもなければ生じないであろう社会的、政治的懸隔の基盤となっているという点で意見が一致している。そこで、政治システムがシステム内の最大の道徳的、精神的勢力の支持を獲得できなければ、換言すれば、非宗教的リーダーや政治構造に敵対する支配的な宗教勢力が存在し、その忠誠心を吸収すれば、政治体系の正当性が動揺することになる。^(注35)

文化的同質性のレヴェルの高さによって政治的安定を説明しようとする場合には、比較的政治そのものと切り離して分析されることが多いため、また、その具体的内容のうちどのファクターが決定要因となり得るかが依然として不明確なため、更に、例外の数が多過ぎる為、両者の関係は確認されていない。この要因を過度に評価すれば単一民族、言語、宗教を備えた政治システムは常に文化的複合度の高い政治システムより安定度が高いという不合理な結論に到らう。

近年になって政治に対する大衆の態度に見られる一般的な傾向やオリエンテーションの意義を強調する研究が活発に行なわれるようになった。権力、支配、権威に対して大衆が一般的に抱いている態度に焦点を合わせ政治システム

を分析しようとするいわゆる政治文化のパススペクティブは政治学に一画期をもたらした。権威に対する大衆の一般の態度の分析を通して政治的安定の要因を求めた H. Eckstein, Eric Nordlinger の研究とイギリス、ドイツ、イタリア、アメリカ、メキシコの政治文化を調査した G.A. Almond and S. Verba の The Civic Culture がとりわけ重要である。彼らの論述については三章を参照されたい。ただここでは有意性をもつ新たな政治文化的視角が登場したこと、政治文化論が今後最も重要な研究領域の一つになるにつれ政治的安定の研究が精緻化されるであろうことを、述べるに止めたい。

B-4 政治的安定・不安定の社会学的(ないしは社会構造的)説明

政治的安定を社会学的に説明しようとする試みは非常に多く、すべてに言及することは出来ない。例えば Vilfredo Pareto はすべての政治システムの中にエリートと大衆の区別が存在することに注目し、エリートの構成とエリートに対する接近可能性を理解することに政治的変革を理解する上での意義を認め「エリートの周流」という概念を作りあげた。周流という語はノン・エリートがエリートに加入したり、補充されたりするプロセスとエリートがノン・エリートへともどっていくプロセスを言う。このプロセスがエリートの性格を変えると考えられる。そして、エリートの体質がノン・エリートの体質と相違することがはなはだしかったり、統治に不適切なものとなる時、あるいは又、周流プロセスが遮断される時、そのシステムは安定を失ない、革命への基礎が開かれるのである。^(注36)

William Kornhauser は大衆社会の特質を接近しやすいエリートと操作されやすい非エリートに求め、その理由を両者の間に介在する独立集団の欠如にあると考えている。エリートもしくは非エリートが互いに他方によって操縦されたり動員されたりすることを妨げる働きをする独立集団が欠如すれば、体制側のエリートは社会との結び付きが薄

弱となり、非エリートの大衆運動の侵入に直接さらされることになる。一方、非エリートも中間集団を欠如すれば社会との結び付きが薄弱になり、容易に大衆志向的エリートによる大衆運動に動員されることになる。^(注37)そしてその大衆運動の発達により、社会体系内部でひきおこされる緊張が政治的安定をおびやかすと理解されるのである。それ故に Kornhauser の推論過程に従えば、不安定を回避する為には個人が多くて多くの集団に加入するか少なくとも異なった見解を持つ複数の組織に加入することである。そうすれば集団への重複加入から生ずる交差圧力によって政治システムに対する厳しい要求が緩和され、社会をめぐる鋭い思想的対立が和らげられ、その結果プラグマティックな要求が秩序正しく政治過程に表出され、政治的安定が高められるであろう。

Kornhauser らのいわゆる中範囲の理論 (Middle range theory) の妥当性については大いに論争が集中しているが別稿に譲ることにしたい。ただ、むしろ一般体系理論が今後、この分野に大いに応用され一層精密化されるであろうことを予想することは可能であろう。

B-5 政治的安定・不安定の経済的説明

政治的安定の経済的条件の探求程、長期にわたって研究者の関心を惹き付けてきた問題はないであろう。遠くアリストテレスが最も安定した政治体系は巨大な中産階級に基礎を置く体系であり、不安定な状況は富の分配が大よその権力の分配と一致していない時生まれると結論を下して以来、^(注38)多くの研究者が両者の関係を言及して来た。アリストテレスの二三世紀後マルクスが政治的変革と経済的変革の関係を非常に精密さで理論化した。政治学の分野では J. Coleman, P. Cutright, K. Deutsch, M. Duverger, B.F. Hoselitz and M. Weiner, S. Huntington, S.M. Lipset, M.C. Neederl ^(注39)などが経済的要因を政治的安定の決定要因として多少の差こそあれ重視している。

政治的安定と経済発展のレヴェルにプラス相関関係があるという仮説が最も広範に採用されている。豊かな社会は緊張が少なく、抗争が発生し難く、イデオロギー政治のレヴェルが低いという基本的推定に立脚している。一般的に所得水準がデモクラシーの諸規範に対する社会的受容度に影響を与えるというこの立場こそ、成長さえすれば良いという考え方 (growth addiction) を我々の世界の普遍的信条とした原因であり、アメリカの対外援助政策の一貫した支柱でもある。一人当りの所得が低ければ政治的過激主義を生み、不満はデマゴギーに個人の運命を託させ、結局安定したデモクラシーを危うくするであろう。逆に、生活水準が高ければ、政治システムの変更を希望せずシステムの正当性が増大しそれに対する支持が維持されるであろう。アメリカの対外政策に常に反映されて来たこの経済援助↓経済開発↓社会改革↓政治的安定という経済成長と政治的安定を関連付けた図式は、富がたえず増加し続けてきた過去四分の一世紀の間にイデオロギー的国境を持たぬ信条ともなった。^(注40) 人々には指数関数的成長が無限には続き得ないという明白な事実を直視する勇気がなくなり、果ては成長が希望と同義語になってしまった。A・A諸国、L・A諸国に於けるアメリカの対外政策の行き詰り、ないしは失敗がこの図式の不完全さを明らかにした。経済成長と政治的安定は別個の目標であり、両者の間には必然的な因果関係はないことが証明された。

Lipset, Cutright, Coleman らは経済成長と政治的安定に相関関係があることを証明しようとした。

多数の政治システムを実証的に研究しようとする社会学者によって行なわれた努力のうちでも最も有名なものは Lipset のものであろう。彼は政治システムを安定したデモクラシー・不安定なデモクラシー、大衆に基礎を置いた独裁・エリートに基礎を置いた独裁、の二集群に分類した。そして豊かさ、工業化、都市化、教育水準という指標を採用して、安定との相関関係を証明した。彼は経済発展の政治システムに対する統計的影響力を明確にしようとし

て、例えば電話数を使用した。そして安定したデモクラシーにおいては一〇〇〇人あたり二〇五台の電話が保有されているが非民主的な国家では僅か五八台であり、国民の豊かさや政治システムには強い相関関係があると述べている。²⁶

Coleman も同じ方法で民主的政治体系と連関した経済的・社会的諸条件の研究を中心に、典型的な近代化論を展開した。

Curright は Lipset の方法論を、経済発展とデモクラシーとの関係の強度を明示していない点、国家別にデモクラシー度を区別していない点、をとらえ批判した。確かに Lipset の指数は粗雑であり、単なる二元論に依拠したものであり、研究対象国家が西洋及び L・A 諸国に限定されたものであった。

Curright は多重変数を採用し、研究対象国家を七十七カ国と拡大し、考察対象期間を長くとり、各指数をスコア化^(注4)した。経済発展、教育水準、コミュニケーション・システム、都市化、労働力分布との関連で政治的發展度について言及し、経済的・社会的変数と政治發展との間に明白な関係があることを示した。^(注42)彼は、政治制度の複雑化、特殊化の増大を政治的發展度の上昇と考え、考察対象国家を単一の連続体の上にその政治的發展度に準じて配列するのであるが、コミュニケーション変数をとりわけ評価し、経済的指数以上に政治的發展の目安となると考える。(勿論、両指数の相互関係の密接度の高さは否定し得ないのだが)。しかし Curright は豊かでない不安定な国家と豊かでない安定した国家の区別を無視することによって、安定と發展の相関関係を明確にし得なかった。エチオピアのように前工業国家でありながら安定した政治体制、政府、社会を持つ国の存在を考える時、豊かでない国に於いては安定と發展とはごく僅かな関係があるに過ぎないことを想像させるのである。

Frangois Goguel は以上の論者と違って、国内諸地域の不均等の発展がフランスの政治的不安定の原因であると指摘し、政治的安定と国内の経済的発展の均一性との間に相関関係があると主張している。^(注43)

まったく逆に、経済成長と安定とはマイナス相関関係にあると主張する研究者も多い。

Samuel Huntington は貧しさがそれ自体不安定に対する一つの防壁であるとし次のように述べている。「この次の食事をどうするかという即時的な目標について思いわずらっている人達は、社会の壮大な変革について懸念するわけではない。彼らはほんの僅かであるが絶対的に不可欠な現状改善することに関心のない限界主義者であり、漸進論者になる。社会的流動化が不安定への動因を与えるのに必要なと同じように、ある程度の経済開発も不安定を与える手段を提供する点で必要なのである。」^(注44)

この立場を採る代表的な研究者は Harry Eckstein ^(注45) である。彼は急速な成長が政治的安定に逆機能効果を持つと考える根拠を、絶えざる変化を続ける経済的基盤に社会諸制度が適応し得ない点、及び社会秩序そのものが更なる発展の障害となりうる点に求めている。そこで、急速な成長を遂げている経済体系内の構成員は、安定度の少ない方法で、性急にポリティカル・リーダーの変更要求を示すとされているのである。^(注46)

経済成長と政治的安定の関係をめぐって真向から対立する二つの見解が提出されている。しかし、誰一人として満足いく証明をしていないのが現実である。両者の間にプラス相関があると主張する者にとっては一九三〇年代から五〇年代にかけてのインドの経験―即ち、経済開発は安定を促進するどころか政治的に安定を失わせる傾向があった―^(注47) が大きな論拠となる。一方、マイナス相関論者にとっては M. Needer ^(注48) の指摘する L・A の経験―即ち、経済成長は高度の政治参加率を有する諸国では制度的安定の必須条件である―が大きなウエイトを占める。この完全に相対

立する立証資料は(1)経済発展と政治的安定・不安定の相関関係はもしあるとしても、複雑なものであり、(2)他の変数との組み合わせによってまったく逆の結論に到達し得る可能性を持っている、という事を示唆していると言い得よう。ただ、比較的高いレベルに迄経済開発が達している国家にあっては、高い経済成長率と安定とは矛盾した現象でないという主張には経験的にも首肯し得よう。そこで S. Huntington の「より豊かな国の方がさ程豊かでない国に比べ安定に向う傾向がある。しかし、最も貧しい国々——国際比較による経済的階梯の底辺にある国々——はその国の頂度真上に位置する国に比べ暴力に走ったり、不安定になる傾向は少ない」という主張がほど良い結論であるかもしれない。

B-6 政治的安定・不安定の政治的説明(次章)

二、政治的安定・不安定と政党制

政治的安定を政党、政党制のあり方との関連で考察しようとする努力も古くから行なわれて来た。例えば Lawrence Lowell は七〇年以上も前に、議院内閣制型の政治が良き結果(ひいては政治的安定)を生み出すための条件として下院が二政党によって、然も二政党のみによって構成されることを挙げて^(注51)いる。通常このような推論は政府の安定、しかも政府の寿命のみに焦点を合わせて展開されている。そこで、西欧で観察される政党制の類型と政府寿命との間の相関関係が強調される。(1)多党制国家(フランス、イタリア、ベルギー、フィンランド)は政府の寿命が最も短かく、不安定。(2)連立内閣は寿命が短かく、不安定。(3)(1)の例外としてノルウェー、スウェーデン、を支配政党制に分類し、純粋多党制に比べ政府の寿命が長く、より安定。(4)(2)の例外としてスイスの純粋多党制は寿命の長い連立内閣

を形成し得るから、安定。

政党制とそれを生み出す選挙制度双方に焦点を合わせ政治的安定の要因を求めようとする方法が最近ではより一般的である。その場合、選挙制度が政党数の主たる決定因でありひいては安定・不安定の決定因であるとの仮説が暗黙裡に承認されていることが少なくない。選挙制度と政党制との間にメカニカルな相関関係が存在する事を Duvenger は例証しようとしたが、更に、突き進んで後者にも単一因果関係が存在すると主張しているのは Ferdinand Hermens^(注32) である。両者の主張からは小選挙区単純多数決制→二大政党制→政治的安定という図式が生まれる。逆に、比例代表制はいかなる形体のものであれ多党制の原因となり、その多党制が政治的不安定の原因となる。Hermens の説に従えば、かような不安定がある一定のレベルに迄達する時、政治過程は行き詰まり、アーモンド流に言えば要求を output に転換できなくなるといっているのである。

そこで、ここでは(A)選挙制度と政党制の関係、(B)政治的安定に対する各政党制の影響力、に分け(筆者は選挙制度、政党制、政治的安定の三者にメカニカルな因果関係が存在するとは断定しえないとの立場に立つ)、政党研究者によって提出されてきたいくつかの仮説を検討してみたい。

(A) 選挙制度と政党制の関係

選挙制度が全体としての政党制にダイナミックなインパクトを与えることを否定することは出来ない。一般に比例代表制が政党の増殖に貢献し、多党制を生み、小選挙区単純多数決制が各選挙区内の意思を二つの政党に分極化し、二大政党制を生む傾向にあると主張されている。選挙制度と政党制のタイプとの単純とも思えるこの因果関係的叙述の持つ大きな説得力にもかかわらず、次の諸点は銘記されるべきであろう(図表V参照)^(注33)。

図表 V 選挙制度と政党数

	政党数	国家数		
		選挙制度 小選挙区	比例代表制	その他
大西洋地域	2	4	1	1
	2 ^{1/2}	1	4	0
	多党制—支配政党制	0	5	0
	多党制	0	3	1
	計	5	13	2
全世界	2	10	4	1
	2 ^{1/2}	5	8	1
	多党制—支配政党制	1	8	0
	多党制	0	5	1
	計	16	25	3

出典 (注53)

形体を変える力はないにせよ、政党間の取り引きによって比例代表制の継続を計れるであろうから。^(注56) その意味で比例代表制は破片政党の存続に有利である。更に、比例代表制が二党制を生みそれを継続させた例が皆無である事実から比例代表制は二党制出現の強力なブレーキとして作用すると主張しても過言ではないであろう。

まず第一に、比例代表制^(注54)が新党や、破片集団の発生、存続に対して小選挙区制よりも寛大であることは否定できないとしても、比例代表制が政党増殖の唯一の決定因ではない。ベルギーのように比例代表制であるにもかかわらずこの政党増殖がとるにたらないものであった例がある。^(注55) 更に、スカンディナヴィア諸国に於いては比例代表制の導

入以来政党数は極めて安定している。そこでは比例代表制は経済的理由等でかなりの政党増殖が行なわれた時代にたまたま採用され、社会内に存在する懸隔が政党制に表明するのを許したのである。(そして今日ではノルウェー、スウェーデンの状況は多党制下で二つの安定した政治勢力間の抗争というパターンに接近している。その政党制の行動方式はドゴール以前のフランスやワイマール・ドイツの多党制というよりもイスラエル、アフリカ諸国、インドに見出される修正された支配政党制に近いと言いうる)。しかしながら、一度新しい小党が発生しそこでは既得権を獲得すれば比例代表制のような寛大な制度を廃止することは困難である。なぜなら小党自身には選挙制度そのもの

第二に、小選挙区単純多数決制が二党制を生む原因となり易いという主張は二党制をいかに狭義に定義するかということによって左右される。全国的な公職選挙に候補者を擁立する政党の数を考えれば、又、議会内に議席を有する政党の数を考えに入れれば古典的な意味での二大政党制国家であるイギリス、合衆国でさえ多党制ということになる。小選挙区単純多数決制と二党制との因果関係の存在を主張する論者はそこで、暗黙のうちに(1)常に、せいぜい二つの政党だけが権力を獲得する真の機会を有していること、(2)そのうち一方が必要な過半数を勝ち取ることができ、第三党からの支持なしに政権を担当しうること、(3)長期にわたって二党が交代に政権を担当すること、^(注57)を二大政党制の要件と考えているように思える。しかし、二党制をこのように定義したとしても小選挙区制との間に自動的な関係が存在するとは断言し得ない。

^(注56)
Duvergerらによつて、小選挙区制が各選挙区レヴェルでの二党競合を促進する理由は、次のように第三番目の候補者の不利な立場という観点から論じられている。即ち、有権者は自らの政治的心情をより正確に表現しているといえ、成功の見込みのない危ない候補者(第三位の候補)に投票して死票となるよりは次善ではあつても成功の見込みのより大きい候補者に投票する傾向にあると。しかし純粹に論理的なレヴェルでは、各選挙区内での二極化は必ずしも全国レヴェルで二党制を生むとは限らない。それぞれ異なつた地方で、別種のペアが対立すれば全国レヴェルでは多党制ということになるから。

英国では一八八五年に小選挙区制が支配的な選挙制度になつたが、二党制は既に存在していたし、二〇世紀前半期の長期にわたる保守、労働、自由、三党の競合は小選挙区制の下で展開された。又、フランスでは比例代表制から小選挙区絶対多数決制へ移行されたが政党数にさ程大きな影響を与えなかつた。更に、カナダ、インド、ナイジェリア

では小選挙区相対多数決制でありながら二大政党制を生まなかった。^(注59) これらの例は、小選挙区制が二大政党制を生む傾向にあるという主張の無効宣言をするものではないにせよ、他の変数の介入を示唆するものである。

第三に銘記すべき点は制度以外の変数も又政党制のパターンを決定する上で大きな役割を演じているということである。Widavsky は Duverger が制度的変数に限定して分析しようとする点に問題があるとして、その方法論を批判している。Duverger が説明したいと望んでいる結果に大いに関連があるかもしれない重要な変数が欠落しているかもしれないと主張^(注60)した。George Kousoulas は政治的 ethos を重視する。彼は例を二党制にとって、政党が何を行なうよう期待されているかに関する大衆の見解の所産として二党制が生まれるとする。そして、二党制の存続要件を(1)両党が互いの能力、愛国心、誠実さを暗黙のうちに認めていること(2)両党が政治的 ethos と社会・政治体系の基本的諸要素を受け入れていること、(3)双方が市民によって容認し得る選択肢と考えられること、とし市民の政治観を強調する^(注61)。V.O. Key も又、勝者がすべてを取る制度、即ち二党間の競合政党制の維持は政治秩序に対して双方が平等の忠誠心を持っていることを相互認識していることに依拠していると述べている^(注62)。

特殊な手続制度のみが政党制の関数ではないとしながらも、Leslie Lipson は政治的 ethos よりも、意識的には操作され得ないより広範な社会的、経済的傾向を重視している。^(注63) 例を英国の二党制に採り、次第に強さを増す社会経済的懸隔と宗教的懸隔が二極に分離し二元的選択となる傾向にあったとし、小選挙区制は二大政党制の原因ではなくて、既に英国社会に存在していた二元的懸隔への傾向を反映した結果であると述べている。Cavaliers 対 Round-heads、君主対貴族、貴族対中産階級、国教会派對非国教会派の二元的対立が選挙制度が制度化される前に重要問題をめぐって既に確立されていたと Lipson は指摘するのである。二大政党制の主要決定要因を小選挙区制に求める

Schattschneider 等の論者に対する反論が依拠する論拠は多くの場合、この時間的前後関係による推論である。(注64) 二つの現象の因果関係を明らかにする上で時間的にYの前にXが既に存在していなければ、XがYの原因であるとは言えないと彼らは主張しているのである。勿論比例代表制でも真なりである。例えば Lawrence Mayer はフランス多

党制を例にとり、第三共和政、第四共和政の選挙制度採用以前に多党制の基礎となっているイデオロギー的・宗教的・社会経済的懸隔が存在していたと述べて、やはり制度論的決定論を排している。(注65)

アングロ・サクソン政治文化と二党制との関係を研究した J. Blondel は両者の関係が小選挙区単純多数決制と二党制との関係と同じ程度高いと述べている。彼は図表VIを基礎に、アングロ・サクソン(A・S)文化圏に二党制+小選挙区制が集中していること、A・S世界以外で、二党制+小選挙区単純多数決制が見られないこと、A・S文化圏で二大政党制以外の政党制を持つ国は八カ国に過ぎず、全体の1/4以下であることを明らかにしている。二党制、アングロ・サクソン政治文化、小選挙区単純多数決制の三変数には明らかに関係があるようだ。しかし、二党制がアングロ・サクソン文化圏の独占物でなく、三変数のうちの一つは残り二つの原因であると主張できそうに思えないことから、その因果関係を明示する直接的証拠があるとは言い得ない。(注67)

選挙制度が過度に強調されるのはその大きな操作可能性の故であろう。積極的にフランスが一九五〇年代中頃に共產党の進出を阻止する選挙制度を發展させ、西ドイツが破片集団の代表を拒否する装置として五〇%条項を導入した例をとらえて選挙制度のタイプがデモクラシーの成功、不成功の主要決定因となりうるという信念は広く受け入れられている。選挙制度の改革が大論争を生むのも又、その操作可能性のためである。(注68) しかし、選挙制度はあくまでも政治的結果の窮極的原因として考えられるべきではない。(注69) 二つ以上の部分的かつ強度の懸隔を内在する政治システムに小

図表VI アングロ・サクソン，選挙制度，政党制

政党制	選挙制度	国 家 数			
		小選挙区制	比例代表制	その他	不明・等
二党制 アングロ・サクソン		10	0	1	2
" の 他		0	4	0	4
その他の政党制 アングロ・サクソン		6	2	0	1
" の 他		0	19	2	7
計		16	25	3	14

出典 (注66)

選挙区制を導入すれば必然的に二党制が現出するとは言えない。意識的改革の対象となりうる可能性がごく限られている、複雑な社会的・文化的・歴史的ファクターがそれを阻止し、システムそのものを行きづまらせるかもしれない。国民の多様な利益を二つの回路に集約させる社会的妥協能力はまさにそれらの環境の関数であろうから。カナダがその典型である。小選挙区制が重要な第三党、第四党の存在を阻止するのに失敗している。^(注70) (逆にデンマークでは少数代表を要求する少数利益——小選挙区制では不当に差別されている——の抑圧された要求がストレスを生み選挙制度、政治体系に根本的な変化を要請し、一九二〇年に比例代表制が導入された)。かくして、小選挙区制は二つ以上の政党を阻止する力を相当有しているが、本質的には二党制を望んでいる社会やその制度を維持しうる社会に於いて採用されたり、支持されたりするだけである^(注71) と言いうる。その意味で、選挙制度を政党間のある種の均衡を代表する一つの方法と考えるべきであり、理想的な政党制を作り出す為に予め作^(注72) られたゲームのルールと考えられるべきではないという J. Blondel の主張は正しい。

(B) 政治的安定と政党制のタイプとの関係
 政党が社会によって条件付けられているのと同様、社会も又同時に政党によって条件付けられているという認識を

欠落してはならない。まして、政党体系がほほすべての国で制度化されている今日、その基本的認識が欠けていては現実理解は不可能であろう。しかしながら検証されざる部分が多い理論によって一般理論を偽装することは更に危険である。

ワイマール・ドイツの失敗例は比例代表制に対する支持を動揺させた。比例代表制↓多党制↓(連立内閣)⇨(相競合するリーダー、イデオロギーの複合体)↓(政府の寿命短命化)↓政治的不安定という図式が広く受け入れられるに至った。今日でもしばしば主張されるこの仮説は方法的にも経験的にも信用を失なっている。選挙制度と政党制の問題と政党制と政治的安定の問題は別々に取り扱われねばならない。なぜなら、政治的安定・不安定に影響を与えるのは選挙制度というよりはむしろ政党制そのものであるから。

比例代表制は現存する懸隔を忠実に反映し、小選挙区制は現存する懸隔のより大きな集約を促進する傾向がある。そこで *Hennens* は *Anthony Downs* の、政党は思想的に互いに乗り越えられないし、片方の隣接政党から票を引き出せば反対側に位置する隣接政党に同じ位の票を奪われるが故に政党の合理的な自己利益は狭くはあっても自らに忠実な支持者集団をより完全に動員することに存する^(注73)、という主張から多党制下の政党が急進化する傾向にあると指摘している。小選挙区制下の政党がより広範な支持を求めその綱領を穩健化させその結果両党の相対的類似化に向う傾向にあるに反し、(ひいては類似性の増大が重要な差異を失わせて、二党制そのものが社会・経済的變動に対処する能力を失なう可能性もあるのだが)^(注74) 多党制下では隣接政党との僅かな相違点が強調され各党のイデオロギーが純粹な形で保持され得る。その反面、政党と政治の分極化が進み、イデオロギー過多と非妥協的政治が深化する。かような状況での諸政党間の連立政権にあっては、当然のことながら、結合力が弱く、分裂、分割を強め安定維持が困難

(注75) この推論過程こそ多党制の度合と政治的安定とにマイナス相関が存在するという仮説を支持したり、検証しようとして試みた多くの研究者の出発点である。(注76) Duverger は選挙制度による妨害が介在しなければすべての政党は自然に二元的対立に向う傾向があるという有名な論述を展開し、二党制の下では内閣の危機・交代・崩壊が例外的でまれにしか生じないが、一方、多党制下ではそれらが常態化し、民主的安定の永続的な構築が阻止されると考えている。(注77) Duverger や既に述べた Hermens の焦急な主張はワイマール・ドイツ、イタリア、フランス第三、第四共和政の経験などの古典例によって支持されている。しかしスウェーデン、ノルウェー、デンマーク、スイス、ベルギー、オランダ等の比例代表制下の安定システムの例はその主張に挑戦している。スウェーデン、ノルウェーの例は政府が立法部の過半数を獲得したことのある一政党から構成されていたり、ほぼ過半数に近い議席を獲得したことのある政党によって支配されているような多党制では政治的安定とある相関関係が存在することを示唆していると言い得よう。更に西ドイツやオーストリアのいわゆる大連立（一九六六年後半から一九六九年迄のC・D・U/C・S・U+S・P・Dの連立⇨西ドイツ有権者の約八〇〜九〇%を代表、一九四七年以降政権担当しているオーストリア国民党O・V・A+S・P・Oの連立⇨オーストリア有権者の八三〜八九%を代表）や戦時挙国一致内閣の例は連立内閣といえどもある場合にはより強力で安定度の高い政府となりうる可能性を示しているといえよう。

政治的安定を政党制との関連で数量的に検証しようとした研究のうちで M. Taylor and V.M. Herman によるものが興味深い。それは下院に於ける政党制の数的構成が政府安定度の決定要因であるという証明されざる公理を戦後に競合的選挙制と議院内閣制を経験している世界の諸国の一九六の政府を対象に検証しようとしている。政府の継続日数を基礎に安定度を測定している為、その為でもあろうが、議院内閣制のみを対象としている為、又政府の安

定度測定であるため一般化は不可能である。しかし方法論上の欠陥はさておき二人の分析はおおよそ次の事を証明した。

(1) 政府の安定と議院内政党制の分裂度との間には非常に強い関係がある。強度の点で劣るとは言え、安定と議院内政党の数、^(注78)政府構成政党の数、政府の分裂度、との間にも重要な関係がある。(すべて、マイナス相関)、(2) 単独政権は連立内閣に比べ非常に安定している。(3) 絶対多数政府は少数政党政府に比べ非常に安定している。(4) 野党陣営にある政党の数も野党の分裂度も政府の安定にはさほど影響を与えていない。(5) 政府の安定の最高の単独指標は反体制政党によって占有されている議席率^(注79)である。

M. Taylor and V. M. Herman による分析は従来の仮説の再確認という色合いが強い。上述したその方法論上の限界の故に妥当な解答が精緻化された方法によって導かれただけと言えそうである。かくして、政治的安定・不安定と政党制との単純な因果関係が存在しないこと、とりわけ、小選挙区制↓二大政党制↓政治的安定、比例代表制↓多党制↓政治的不安定という図式には、検証に耐え得る相当の能力が備わっているとは言え、その例外の多さの故に一般化はとうてい不可能であるとの結論に甘んじなければならない。

以上、政治的安定を歴史的・(文化的)・法的・経済的・社会学的ないし政治的に説明しようとする努力を批判検討して来たが論述を加えた個々の伝統的仮説がいずれも完全な説明能力に欠けていることが判明した。^(注80)政治的安定を明らかにしようとする従来の仮説が政治システムのメンバーの意見や態度を欠落させていたことにその原因があるように思える。

三、ダイナミックな安定

変革のペース、程度、その過程に於ける暴力の使用などと排他的に同一視しようとすれば政治的安定は靜態的で恒久的で變動の一切伴なわない「ある状態」ということになる。しかし、そのようなものは何もない。あるのはただ、安定した不安定と不安定な安定ないしは、安定した變動と不安定な變動だけである。それ故、最終的には政治システム参加者の心中に存する意見や態度としてとらえることが最も妥当となる。^(注81)

政治的安定は政治システムのメンバーが自らの行動を追求し、その利益を現存するシステム内で推し進めることができる^(注82)と考えている確証の度合、及び確証を持ってこれらのことを遂行したいという意思と願望と関係している。それ故、安定は何よりも政治システムの反応力の関数となる。

諸利益間の抗争^(注83)という政治現象の普遍性を先ず認めねばならない。今、人々の経済的・精神的・物理的また空想的であるものさえ含め欲求の対象を総称して利益と考える。すべてのシステムの成員が異なった価値観を持ち、出来事をそれぞれ異なった方法で解釈し、かつ又自らの利益を達成しようとするプロセスにあっては、その目的が他の人々の追求する目的とは両立し難いものであることが常である。利益は主に人間集団への帰属と地位への所属から発生すると考えられているが、政治的に利益が大きな意義を持つのはその利益が特定の個人、集団に対する要求として表明される時である。要求として表明される利益は多様であり、競合的なものである為にすべての要求を充足することは困難である。然も個人的願望としてではなく、集団の要求として一群の人々によって分有されているためにどの利益を犠牲にしてどの利益を促進するか^(注84)の決定はシステムそのものの正当性と大いに関係してくる。そこで政府が大衆の

正当な必要や選好に効果的に反応する能力、換言すれば、社会の利益表出プロセス、利益集約プロセスの相対的有効性が政治的安定と関連してくる。^(注84)

最低限の満足と公正さを望んでいる国民の多様な利益と要求を充足し得ない事態が定着すれば、支配政体に寄せられた信頼の念が崩れ、政治的信念体系全体が内部崩壊を遂げるかもしれない Sebastian De Graaf の論ずる如くそれは尖鋭アノミーの広範囲な波及を結果するであろうが、そこから生れるのは「環境を規制する能力を持っていると称する一人の男に救いを求め」安定を虚構することだけであるかもしれない。^(注85) 反応力に欠けるシステムは市民から政治をとり上げ、高度の政治的管理社会に人々を追い込むだろう。(この一〇年間に生じた学生暴動は広範な参加を求める声であると共に「市民の終焉」が来たるべき社会の不可避的付随現象であることの啓示かもしれない。)

政府に対して最小限度の有効性を期待するといってもそれは各個別要求がある個別的な人物とか政策の変更の中に直接的充足を見出すという形を通常とらない。むしろ、一種の最小限度の蓋然性が存在し、利益を支持する者はその蓋然性を政府から期待している。そしてその蓋然性こそ政府の反応力を測定する基準として採用されているのである。「すべてを獲得することは出来ない」という一般的理解がデモクラシーの基礎となっている。人間という存在が最大の幸福を達成し得るのは政治共同体においてのみであるという認識と、それ故に、デモクラシーは高度の自己抑制を必要とする政治体系であるという認識が一般的になっていない所では、対立諸集団の相互的牽制でしか抑えることのできない奪い合いの体系に退化してしまう。^(注87) かような最小限度の有効性の期待さえもが長期にわたって充足されない時、換言すれば政府の最小限度の業績達成能力が疑われた時、政府はその魅力を失ない、変革に利益を感じた成員は当該システムに対する正当性を撤回するであろう。^(注88) 国民が政治体系から獲得するものは、政治体系に対する自分

達の貢献の報酬に過ぎないと考える傾向にあればなおさらそうである。^(注89)

対応能力は社会変動、ポリティカル・リーダーの性格によって挑戦を受ける。社会全体にとって重要な利益の最適化を計る過程で真の多数派の意思に反応しながらも、少数派に最低限度の有効性を示す能力がポリティカル・リーダーに要請される。誠実に、メンバーの正当な欲求に波長を合わせながら指導力を回復せねばならない。^(注90) 一方、社会変動及びそれに伴う対立・抗争の激化も政治体系の反応力に挑戦し、安定を脅かす。両者は密接に関連しており互いに原因であり結果であるといえよう。

相対立する意見や思想が衝突し合う中からこそ激変する社会が目指すべき指標が見出される。対立なき社会は、未と切り離された現在と過去についてのみ語る社会である。いかなる社会にあっても社会とか政治機構の形体を変えたいと思う集団と現状維持を望む集団との抗争が存在しているはずである。^(注91) 紛争のない表面穏やかなシステムは社会問題が未解決のまま意識的に無視され放置されているのかもしれない。現状に対する不満が抑圧され、現状への関心が黙殺されたり、払われていないのかもしれない。その意味で対立の存在はそのシステムの健全さを証明するものである。その上、変動の速度が例のない程急速な今日、システムがある程度の抗争を内在化させている方が常態に近い。その意味で対立と抗争を内在化させていることも積極的な意味で政治的安定を強化する上での必要条件と言い得よう。Eisenstadt は近代政治システムの当面する問題を反応力の面から捕え、(1)政治的諸要求と政策の一般的均衡関係をいかに維持するか、(2)不断に変化する可能性をもつ諸要求および政治的組織を吸収する能力によってかかる均衡関係をいかに維持するか、であると述べている。^(注92) そして社会変動によって対応能力の喪失がもたらされたシステムには氷結化が生じ柔軟性を失なうと考える。ある程度の対立・抗争がすべての政治体系に常に内在化されていること

は言を待たないが、多様な期待に応じて価値を配分するという政治システムそのものの機能は、これらの期待そのものがいよいよ多様化し、複雑度を増すと想定される限り、より大きな対立・抗争をシステムに適応^(注98)・同化させていく能力をシステム自体が持たない限り、遅かれ早かれ不全に陥いるであろう。換言すればより大きな対立・抗争を内在化させて不断の変化に対する対応能力を持たない政治体系にあっては、政治的価値配分のいわば消費者ともいえる人々の期待とシステムの output の性格との不均衡が酷しくなり、長期固定化し、ひいては政治体系そのものの正当性が重大な危機に瀕するであろう。^(注94) その意味でも政治的安定は変化に対する反応力の関数である。それ故、政治体系は期待、要求の変化を予告する政治的装置を一層必要とするであろう。Boudet が近代工業社会の政治体系の安定は結局のところ、大衆政党の存在に依拠していると述べる時、そこで意味されているのは近代化に伴なう社会変動に対処できる政党に要求されているのは反応力であるということである。^(注95) (従来の政治的安定論では、抗争や変動の存否のみ)にあまりに多くの重要性が与えられ過ぎた。変動・抗争それ自体でなくその処理法にこそ中心的意義があることを確認する必要がある。動態的安定の概念が追求さるべきとするのは一つにはこの点によってである。)

反応力及びその確証度を強化する要因であると共に、政治的安定の決定要因でもあるのは合意の程度である。政治システムの有効性を測定するに当って、個人や集団の利己的な利益に基づいた要求や好ましい政策とか政治構造に関する個人や集団の準拠枠組に照らして作られた要求を充足する政治システムの能力だけを基準にしているのではない。主たる基準をそこに求めて測定していると考えることすら正確でないかもしれない。けだしほぼすべての集団や個人は少なくともいくつかの価値を、それ故、必然的にいくつかの利益を分有しているがために。例えば、人々は自分が帰属感を有している共同体の存続や平和とか秩序に貢献する状況の維持に興味を持っているし、政治権力の分配

方法、組織方法、行使方法について自分なりの考えを持っている。かような一般的価値や利益に基づく期待は基本的合意と呼ばれている。そして人々が政府の決定や政策の正当性をこれらの価値に準拠して判断するのである。^(注95) 今、合意を、ある社会の信条体系の特殊な状況としてとらえ、合意の存在をある社会の成人メンバーの大部分、より詳細に言えば、権威、地位、権利、富、所属及びそれ以外の葛藤をひきおこす程に重要な稀少価値、などの配分に関する決定に関心を持つ人々の大部分、がどのような決定が為されるべきかという点に関する信条についてほぼ同意しており、又、相互的にも、社会全体とも何らかの一体感を有している場合に求めるとすれば、合意領域の広さは反応力とプラス相関関係が存在すると言えよう。Robert Dahlは合意度の低いイタリヤと合意度の高いスウェーデンを比較し、政府に対する反対が前者に比べ後者が穏健であるとし、合意度の低いシステムは行き詰り、政治的暴力、憲法不安定、デモクラシーの崩壊という代価を支払わねばならない傾向が強いと指摘している。^(注98) デモクラシーの諸原理、^(注99) 公職者の行動を規定する諸規範、個人や集団の利益を推し進める回路や方法、ゲームのルール、憲法体系の精神、国防・対外政策、をめぐる広範な合意の存在は政治的安定に資するであろう。今デモクラシーの特質を同意の集積を推進し、選択肢を提供する機構の存在に求めれば、政党、自発的諸結社、世論メディア等のインフォーマルな装置こそ意見の相違を前提にその目的に仕える一方で、市民の政治的合意度を高める主たる手段とも言ううる。そこで政治制度改革の指標は国民社会の問題に対するより有効な反応であるという主張が妥当となる。^(注100)

合意領域の広さは、政府の政策出力に対する同意の集聚力に影響を与える。政府はもともとすべての集団、個人の期待・要求を充足し得ないし、その反面強制力の独占体という地位だけで存続することもできない。政府はその政策出力によって同意を勝ち取り、それをフィードバックし、支持に再生産し得る。正当性を保持し、安定を維持するた

めには、政府の政策出力、政府の行動に対する広範な同意が必要である。その同意の結集力は基本的な合意領域が広ければ広い程強化されるであろう。勿論、政治体制はその正当性をただ単に(1)体系の有効性、によってのみならず(2)政治体制が権力に到達した方法、(3)前に存在していた体制と比較した正当性の程度、に照準されてメンバ―が抱く同意度によって決定されるのである。^(注101)

Harry Eckstein が社会内部に存在する権威パターンに対する一般的な態度によって政治的安定を説明しようとした努力は、その仮説が未だ大半が検証されてはいないが、大きな説得力を有している。彼は政治体系の社会規範と国家の公的な政治的権威のパターンとの一致状態を政治的安定・不安定の要因として、次の場合に安定が維持されると考えている。

(1)社会の権威パターンが政府のパターンと一致しているとき、(2)そのパターンが社会の個々の部分で等級化されたパターンとなっている時、(3)政府に隣接する諸パターン内に高度の類似性が存在し、より遠方にある部分に、政府のパターンを模倣する為に、即ち儀式慣行にあたっての政府パターンを広範に模倣する為に、機能的に妥当と思われるパターンからの著しい離反が見られる時。^(注102)

ワイマール・ドイツは伝統的な権威主義的社会構造の上に純粋なデモクラシーが構築された結果、政府のパターンとそれ以外のパターンとの間に耐えられ得ぬ程の緊張が生まれ不安定に陥った。^(注103)一方、英国は社会構造に適合したハイアラキーに基礎を置いたより穩健な公的権威を有しているが故に安定を享受している。このように述べると、その説得力の大きさを認めないわけにはいかないであろう。況んや発展途上国を含むすべての政治体系が何らかの権威パターンを有していることを考慮に入れば、一般理論の構築に大いに資すると考えられよう。

価値の権威的配分という機能遂行の義務を有する政府は有効性と効率を追求する上で行動の余地を認められなければならぬが、反応力に富んだものであること及び大衆にそう評価されることが更に一層要請される。その反応力は Eckstein の主張を Almond and Verba の論述によって明確にされているように、ただ単なる速度や効率の問題でなく、市民の参加と服従にデモクラシーが依拠している限りに於いて、正当性を生み出す質と有効性の問題である。Almond and Verba は市民の政治的態度のパターンに見られる同質性と異質性を検証し、民主主義を支える文化、即ち Civic Culture を明らかにした。彼らは Civic Culture を持つ度合が政治的安定と直接的関係を持っていると主張し、市民の側の能動性 (Activity) と受動性 (Passivity) に対する態度の間にバランスがとれているかどうか、^(注104) 社会内の懸隔と合意との間にバランスがとれているかどうか、^(注105) それらの基盤として無限定的な社会的信託が存在するかどうか、^(注106) がデモクラシーを支える文化の存否を決定するとしている。

以上、政治的安定を変動が政治の常態であることを前提に要求や期待に対する反応力と市民による正当性付与の度合、合意領域の広さ、同意結集力の強さとの関連で捕えるべきであることを述べて来た。具体的に安定した政治的変革即ち動態的安定は次の様な時維持され得るといえよう。

- (1) 期待・要求を伝達する制度的回路が広く開かれている時、
- (2) しかも、その回路が変化に対する適応能力をもち、変化が生み出す新たな社会勢力の多様で、新奇な要求をも解説、同化し得る時、
- (3) 変革とそれのもたらす社会的緊張の到来と増大を警告する装置が政治体系に備わっている時、
- (4) 相抗争する諸利益を調整し、政策出力に転換しそれを実施する為の構造、過程が有効に作動する時、

(5) 政策出力が拡大された支持としてフィードバックされ得る程度の合意領域が備わっている時、しかもその政治システムの少なからざるメンバーによってその構造、過程、政策出力が正当であると認められている時。

四、結語——政党機能の強化

自由を通じた個人的 identity と知識を通じた連帯感を確保することこそデモクラシーの未来に課せられた使命である。^(注107) Dennis Gabor はデモクラシーの未来を二種類の妥協——自由と秩序との、人間性と社会的必要性との——を探求するプロセスの延長線上に求め、その妥協を成熟社会への推進力であると考える。^(注108) しかしながら、変動を常態として緊張につき合合わせ、エネルギー過剰となると予想されるシステムに於いては今後ますます現象の結果が生じる前に妥協への工作が企てられる必要性が増大するであろう。しかもその一方で、既に崩壊しつつあるエコシステムとのバランスを回復し、人間存在の基盤そのものを確保する為の真険な努力が要請されている。この二つの意味で最初に述べた如く先見性が増々要求されてこよう。そこで我々はデモクラシーの前提条件、即ち①個人主義、②協調的態度、③理性と妥協能力—合理的自己統制能力、④安定した生活水準、⑤かなりの程度の社会的・経済的平等、⑥自由な多元社会、⑦経験主義的態度、^(注109)に⑧先見性をつけ加えねばならないだろう。

制度のレヴェルでは政党の強化があげられよう。政党は政治参加を組織化し、権力闘争からその力を獲得して、すべての政治システムの中心的存在になった。制度化のレヴェルが低く、参加レヴェルが高い時にはアノミックな政治と暴力を出現させ、参加レヴェル、制度化レヴェルとも低い時には政党とその他の政治諸制度・社会諸勢力の関係を

弱体化させてきた。そして高度の参加レヴェルと政治的制度化を果たせば変動吸収能力と先見性が備わり、動態的な政治的安定を出現させ得るであろう。L. Lowell^(注110)が周旋機能と呼び Almond and Coleman が利益集約・表出機能と称する政党の主要機能はそれに応じて強化されよう。さらに Huntington の言うように、強力な政党が発達すると社会的必要性と個人的利益の妥協が成立し、社会的分裂を回避し、セクショナルリズムを終焉させ identity と solidarity^(注111)の基礎を作り上げ、秩序だった変動への基礎が構築されるであろう。

最後に動態的安定論は気のない秩序と安定を守る為には自由を大幅に制約することも許されるとの立場に立たない。活気のない秩序は欲求不満を内在化させ、非理性的で破壊的な行為を横行させるだけである。ダニエル・ベルの言う任意行動はむしろ動態的安定システムの安全弁となるであろうし、逆に奨励させるべきでもあるであろう。秘密警察機関の乱用とマス・コミュニケーションの弾圧、結社の自由の剝奪等を伴う自由なき安定を虚構することは変動吸収能力と先見性の欠如を証明しているに過ぎない。動態的安定論が最も鋭い批判を浴びせるのはこのような政治体系に對してである。(逆に我々はスウェーデンの経験に学ぶことができよう。スウェーデンは成熟社会への歩を進めていく先駆者である。)

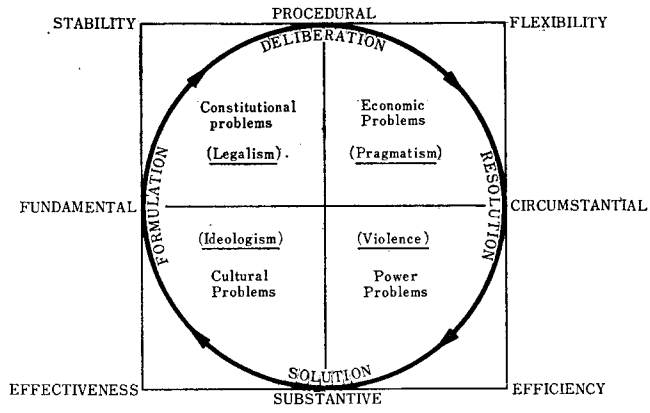
——未完——

(注) 1 人間がこれまで確定済みとされて来た価値体系に疑義を提起している状況(内山秀夫、「現代政治学における比較研究の展開」、『年報政治学一九七一年』、日本政治学会編、一八八頁)を証明する最も典型的な例は「成長」、「発展」が重大な挑戦を受けていることである。

2 Dennis Gabor, Mature Society, 邦訳、林雄二郎訳、「成熟社会」、講談社、二四六頁。

3 その特徴、(1)人口、物質的消費の成長は諦めても生活の質を成長させることは諦めない世界、物質文明の高い水準にある

- 平和なかつ人類の性質と両立しうる世界。(2)努力が成功を生み、その努力の価値が認められる社会。(3)多次元的な価値の世界。(4)希望、多様性を提供する社会。(5)開かれた自由な社会。強制力が内的な規律と責任感におきかゝってはじめて存在しうるような放任社会。Dennis Gabor, *ibid.*, p. 5, 168, 178-81, 184, 257.
- 4 フランス第四共和政について R. Macridis は不安定の伝統的パターンと評価し、Siegrfried は安定した不安定の二事例と評している。同じ現象についてこれほど違った評価が行なわれる程、安定概念の明確化は困難である。Michael Taylor and V. M. Herman, *Party Systems and Government Stability*, in *APSR*, vol. LXV, March 1971, p. 29
 - 5 スコット・グリア、「社会学と政治学」S・M・リップセット編、矢沢修次郎等訳「現代政治学の基礎」、東大出版会、一〇六頁。
 - 6 内山秀夫、「政治文化と政治変動」、秋元律郎、内山篇、「現代社会の政治体系」、所収、時潮社、九八頁。
 - 7 see Jean Blondel, *An Introduction to Comparative Government*, (New York, Praeger, 1969), p. 45
 - 8 内山秀夫、「政治文化と政治変動」、一〇六頁参照。体系の目的としての安定と政策決定過程との関連については、see Herbert Spiro, *Comparative Politics: A Comprehensive Approach*, *APSR*, vol. 56, No. 3, (Sept. 1962) pp. 577-95
 - 9 cf. Peter H. Merkle, *Political Continuity and Change*, (New York, Harper and Row, 1967) p. 373
 - 10 Daniel Lerner, *Toward a Communication Theory of Modernization—A Set of Considerations*, in Lucian W. Pye, (ed.), *Communications and Political Development*, (Princeton Univ. Press, 1963) pp. 330-333



- 11 S.N. Eisenstadt, *Political Sociology of Modernization*, 邦訳『大森弥等「近代化の政治社会学」』みすず書房、七四頁。
- 12 Samuel P. Huntington, *Political Order in Changing Societies*, (Yale Univ. Press, 1968) pp. 4 邦訳『内山秀夫訳「変革期社会の政治秩序」』サハヤン、六頁。
- 13 see Martin C. Needler, *Political Development in Latin America: Instability, Violence and Evolutionary Change*, (Random House, 1969)
- 14 Daniel Lerner, *The Passing of Traditional Society*, (Glencoe, Free Press, 1958), p. 438
- 15 cf. Howard A. Sclarow, *Comparative Political Analysis*, (New York, Harper and Row, 1969) pp. 51-52 and John T. Dorsey, *The Politics of Stability and Change*, in A.N. Dragnich and John C. Wailke (eds.), *Government and Politics*, (Random House, 1966), pp. 537-538
- 16 Harry Eckstein, *A Theory of Stable Democracy*, (Princeton Univ. Press, 1961)
- 17 Seymour Martin Lipset, *Political Man*, (Garden City, Doubleday, 1960), p. 77 邦訳『内山秀夫訳「政治の中の人間」』創元新社、七四頁。
- 18 Seymour Martin Lipset, *ibid.*, p. 49
- 19 see Eric Nordlinger, *The Working Class Tories*, (Berkeley, Univ. of Calif. Press, 1967), p. 211
- 20 made by Jean Blondel, *Party Systems and Patterns of Government in Western Democracies*, Canadian Journal of Political Science 1, (June, 1968), pp. 180-203, cited in Robert J. Jackson and Michael B. Stein, (eds.), *Issues in Comparative Politics* (New York, St. Martin's Press, 1971), p. 201
- 21 John T. Dorsey, Jr., *op. cit.*, p. 540
- 22 R. Jackson and M.B. Stein, *op. cit.*, pp. 195-203
- 23 John T. Dorsey, Jr., *op. cit.*, p. 543
- 24 cf. Lawrence C. Mayer, *Comparative Political Inquiry: A Methodological Inquiry*, (Homewood, Dorsey, 1972). p. 62

- 25 see Albert Fried, *The Jeffersonian and Hamiltonian Traditions in American Politics*, (Garden City, Doubleday, 1968)
- 26 R. Jackson and M.B. Stein, *op. cit.*, pp. 203-4
- 27 Lucian W. Pye, *Aspects of Political Development*, (Boston, Little, Brown, and Co., 1966)
- 28 see R. Jackson and M.B. Stein, *op. cit.* pp. 206-7
- 29 J.J. Rousseau, *Du Contrat Social*, (Paris, Garnier Freres, 1962), pp. 327
- 30 L. Lipson, *The Democratic Civilization*, (New York, Oxford Univ. Press, 1964), pp. 89-155
- 31 A. Liphart, *Typologies of Democratic Systems*, in *Comparative Political Studies*, (1, April, 1968), p. 31
- 32 R. Aron, *France, Sreadfast and Changing*, (Cambridge, Harvard Univ. Press, 1960), R. Aron, *Democracy and Totalitarianism*, (London, Weidenfeld and Nicolson, 1968), A. Gide, *Journals*, vol. IV, (New York, Alfred A. Knopf, 1951), S.M. Lipset, *Political Man*, (Garden City, Doubleday, 1959)
- 33 その他の争点は(1)下級階層メンバー労働者に普選権と団体交渉権を与えて完全な政治的・経済的な市民権を認めたいこと(2)国民所得の分配をメンバーの恒常的闘争。S.M. Lipset, *op. cit.*, pp. 71-72, (J.) p. 80
- 34 S.M. Lipset, *ibid.*
- 35 R. Aron, *Democracy and Totalitarianism*, (London, Weidenfeld and Nicolson, 1968). p. 111
- 36 Vilfredo Pareto, *The Mind and Society* (New York, Harcourt Brace, 1935), pp. 1515-24, 1636-44, M. Duverger 氏
の「ヒューマン理論を基盤とするヒューマンの支配と民主主義の理論家の役割を演じようとする批判」のこと。 *The Idea of Politics*, (London, Methuen, 1966), p. 60
- 37 William Kornhauser, *The Politics of Mass Society*, 邦訳「社村明訳『大衆社会の政治』創元新社 四一〜一三七頁。
- 38 Ernest Barker, *The Politics of Aristotle*, (London Oxford Univ. Press, 1948), Book VII, chap. II
- 39 Coleman, J., *Conclusions*, in G. Almond and J. Coleman (eds.), *The Politics of the Developing Areas*, (Princeton Univ. Press, 1960), pp. 532-576, Cutright, P., *National Political Development: Measurement and Analysis*, APSR 28, (April, 1963), pp. 253-264, Deutsch, K., *Toward an inventory of basic trends and patterns in comparative and*

- international politics*, APSR, 54, (March, 1960), pp. 34-57, Duverger, M., *Sociologie Politique*, (Paris, Presses Universitaires de France, 1966), Duverger, M., *Introduction à la politique*, (Paris, Gallimard, 1964), Ekstein, H., *Division and Cohesion in Democracy: A Study of Norway*, (Princeton Univ. Press, 1966), Hoffer, E., *The True Believer*, (New York, New American Library, 1958), B. Hoselitz, B.F., and Weiner, M., *Economic Development and Political Stability in India*, in *Dissent* 8, (Spring, 1961), Huntington, S.P., *Political Order in Changing Societies*, (Yale Univ. Press, 1968), Kling, M., *Towards a Theory of Power and Political Instability in Latin America*, *Western Pol. Q.* 9 (March, 1956), pp. 21-35, Lipphart, A., *The Politics of Accomodation: Pluralism and Democracy in the Netherlands*, (Berkeley, Univ. of Calif. Press), Lipset, S.M., *Political Man*, (Garden City, Doubleday, 1959), Needler, M.C., *Political Development in Latin America: Instability, Violence and Evolutionary Change*, (New York, Random House), Olson, M., *Rapid Growth as a Destabilizing Force*, *J. of Economic History*, 23, (December, 1963) pp. 529-552,
- 40 Dennis Gabor, *op. cit.*, pp. 3-8, see S. Huntington, *op. cit.*, p. 5
- 41 see P. Cutright, *National Political Development*, in Polsky, Dentler and Smith, *Politics and Social Life*, (Houghton Mifflin, 1963)
- 42 Cutright 蔡爾頓's '見 Blondel, *An Introduction to Comparative Government*, 1969, p. 47
- 43 François Goguel, *Political Instability in France, Foreign Affairs*, 33:111-22 (Oct., 1954) cited in R.C. Macrillis, *The Study of Comparative Government*, (Random House, 1955), p. 10
- 44 S. Huntington, *op. cit.*, p. 50
- 45 Hoffer, E., Lipphart, A., and Lipset, S.M.
- 46 Ekstein, H., *Division and Cohesion in Democracy: A Study of Norway*, (Princeton Univ. Press, 1966), pp. 277-8
- 47 Bert F. Hoselitz and Myron Weiner, *op. cit.*, p. 173
- 48 Martin Needler, *op. cit.*, chap. 5

- 34 S. Huntington, *op. cit.*, p. 40
- 35 R. Jackson and M. Stein, *op. cit.*, p. 205
- 36 Lawrence Lowell, *Government and Parties in Continental Europe*, (Cambridge, Harvard Univ. Press, 1896), pp. 73-4
- 37 see Ferdinand A. Hermens, *Europe Under Democracy or Anarchy?* (Univ. of Notre Dame Press, 1951)
- 38 J. Blondel, *op. cit.*, p. 202
- 39 on the choice of electoral systems, see Lawrence C. Mayer, *Comparative Political Inquiry: A Methodological Survey*, (Homewood, Dorsey, 1972), pp. 213-226. J. Blondel, *op. cit.*, pp. 195-200
- 40 see John G. Grumm, *Theories of Electoral Systems*, in *Midwest J. of Political Science*, (1958), pp. 357-76
- 41 Peter H. Merkl, *op. cit.*, p. 308
- 42 Leslie Lipson, *The Two Party System in Great Britain*, APSR, vol. 47, No. 2, (June, 1953), pp. 337-58
- 43 M. Duverger, *Political Parties*, p. 245, *L'influence des systemes electoraux sur la vie politique*, (Paris, Librairie Armand Colin, 1950), p. 14
- 44 see D. George Kousoulas, *On Government and Politics*, (Belmont, Duxbury, 1971), pp. 132-33
- 45 Aaron B. Wildavsky, *A Methodological Critique of Duverger's Political Parties*, *J. of Politics*, vol. 21, No. 2, (May, 1959), p. 308-9, and Robert A. Dahl and Deane E. Neubauer, (eds.), *Readings in Modern Political Analysis*, (Englewood Cliffs, Prentice-Hall, 1968), p. 48
- 46 D. George Kousoulas, *op. cit.*, pp. 132-3
- 47 V.O. Key, *Politics, Parties and Pressure Groups*, (New York, Thomas Y. Crowell, 1964), p. 227
- 48 Leslie Lipson, *op. cit.*, loco, and Leon Epstein, *Political Parties in Western Democracies*, (New York, Praeger, 1967), pp. 60-1
- 49 E.E. Schattschneider, *Party Government*, (New York, Holt, Rinehart and Winston, 1942), pp. 69-84
- 50 L. Mayer, *op. cit.*, p. 222

- 66 J. Blondel, *op. cit.*, p. 202
- 67 J. Blondel, *ibid.*, p. 203
- 68 see Peter Merkl, *op. cit.*, pp. 307-8
- 69 Lawrence C. Mayer, *op. cit.*, p. 221
- 70 A. John Berrigan, *Interparty Electoral Competition, Stability and Change—Two-Dimensional and Three-Dimensional Indices*, in *Comparative Political Studies*, vol. 5, No. 2, (July, 1972), p. 197
- 71 Lawrence C. Mayer, *op. cit.*, p. 221, and J. Blondel, *op. cit.*, p. 204
- 72 J. Blondel, *ibid.*, p. 205
- 73 Anthony Downs, *An Economic Theory of Democracy*, (New York, Harper and Row, 1957), pp. 126-7
- 74 H.K. Wiseman, *Politics in Everyday Life*, (Basil Blackwell, 1966), p. 79
- 75 A.J. Milnor, *Elections and Political Stability*, (Boston, Little, Brown, 1969), pp. 185
- 76 J. Blondel, *Party Systems and Patterns of Government in Western Democracies*, in Canadian J. of Political Science, 1, (June, 1968), pp. 180-203, M. Duverger, *Political Parties*, F. Hermens, *The Representative Republic*, (Notre Dame Univ. Press, 1968), S.M. Lipset, *Party Systems and the Representation of Social Groups*, in R. Macridis, (ed.), *Political Parties; Contemporary Trends and Ideas*, (New York, Harper and Row, 1967), A.J. Milnor, *op. cit.*, Taylor, M., and V. Herman, *Party Systems and Government Stability*, APSR, 65, (March, 1971), pp. 28-37
- 77 M. Duverger, *op. cit.*, p. 408, see, p. 215
- 78 議院内閣制議席保有率の政党の数。大抵は考慮に入れず。
- 79 Michael Taylor and V.M. Herman, *Party Systems and Government Stability*, APSR, vol. Lxv, (March, 1971), pp. 28-37
- 80 see Leon Hurwitz, *Democratic Political Stability: Some Traditional Hypotheses Reexamined*, in *Comparative Political Studies*, vol. 4, No. 4, 1972, pp. 476-490
- 81 see John T. Dorsey, Jr., *op. cit.*, pp. 520-550

- 52 John T. Dorsey, Jr., *ibid.*, p. 537
- 53 on conflict, Mavis Hiltunen Biesanz and John Biesanz, *Introduction to Sociology*, (Englewood Cliffs, Prentice-Hall, 1973), p. 162
- 54 Dennis S. Ippolito and Thomas G. Walker (eds.), *Reform and Responsiveness*, (New York, St. Martin's Press, 1972), p. ix, and V.O. Key, Jr., *Public Opinion and American Democracy*, (Knopf, 1965), p. 412
- 55 see Sidney R. Waldman, *Foundations of Political Action—An Exchange Theory of Politics*, (Boston, Little, Brown, 1972), p. 107
- 56 Sebastian De Grazia, *The Political Community—A Study of Anomie*, 邦訳「佐藤徳雄等訳『海外と連帯』勁草書房一九六六年」参照。
- 57 Sebastian De Grazia, *ibid.*, p. 333
- 58 see Peter F. Drucker, *The Sickness of Government*, The Public Interest, No. 14, (Winter, 1969), p. 7 and John T. Dorsey, Jr., *op. cit.*, p. 545
- 59 Sidney R. Waldman, *op. cit.*, p. 90
- 60 Richard M. Scammon, and Ben J. Wattenberg, *The Real Majority*, (Coward-McCann, 1970), p. 304
- 61 Avery Leiserson, *Political Systems of the World*, in Alex N. Dragnich and John C. Wahlke, (eds.), *Government and Politics*, (New York, Random House, 1966), pp. 25-44
- 62 S.N. Eisenstadt, *op. cit.*, p. 7
- 63 適応的な妥協、仲裁、調停、停止、懸断、契約、判決等の方法により抗争を縮小し平和的相互関係を回復するハインズ定議のモデル。M.H.Biesanz and J. Biesanz, *op. cit.*, p. 162
- 64 Alexander J. Groth, *Comparative Politics—A Distributive Approach*, (New York, Macmillan, 1971) p. 274
- 65 Jean Blondel, *Mass Parties and Types of Modern Societies*, in J. Blondel ed., *Comparative Government*, (Macmillan, 1969), p. 137
- 66 John T. Dorsey, *op. cit.*, p. 546

- 26 Edward Shils, *Consensus*, David Shils ed., *International Encyclopedia of Social Science*, (New York, Macmillan and Free Press, 1968), vol. III, p. 260
 27 Robert A. Dahl, ed., *Political Oppositions in Western Democracies*, (Yale Univ. Press, 1966), p. 390
 28 see Robert M. MacIver, *The Modern State*, (New York, Columbia Univ. Press, 1952), p. 198
 29 Dennis S. Ippolito and Thomas G. Walker, (eds.), *op. cit.*, pp. xi
 30 John T. Dorsey, Jr., *op. cit.*, pp. 546-547
 31 Harry Eckstein, *op. cit.*, pp. 239-240
 32 on instability, see Harry Eckstein, *ibid.*, pp. 240-241
 33 Gabriel A. Almond and Sidney Verba, *op. cit.*, p. 341
 34 see Bernard R. Berelson, Paul F. Lazarsfeld and William N. McPhee, *Voting*, (Univ. of Chicago Press, 1966), p. 314
 35 Gabriel A. Almond and Sidney Verba, *op. cit.*, pp. 473-505
 36 D.E. Apter, *Politics of Modernization*, (Univ. of Chicago Press, 1965), p. 463 邦議' 在日發未議「現世之」の政治
 37 参見 岡田長隆
 38 Dennis Gabor, *op. cit.*, p. 155, 266
 39 Peter H. Merkl, *op. cit.*, pp. 97-100
 40 A. Lawrence Lowell, *Public Opinion and Popular Government*, (New York, Longmans, Green, 1913), pp. 61, see
 41 Gabriel A. Almond and James S. Coleman, (eds.), *The Politics of the Developing Areas*, (Princeton Univ. Press, 1961), on functions of party, Charles E. Merriam, *The American Party System*, (New York, Macmillan, 1923), pp. 391-405, Clinton Rossiter, *Parties and Politics in America*, (New York, Signet Books, 1964), Frank Sorauf, *Political Parties in the American System*, (Boston, Little, Brown, 1964), Fred Greenstein, *The American Party System and the American People*, (Englewood Cliffs, Prentice-Hall, 1963)
 42 Samuel P. Huntington, *op. cit.*, pp. 401, (1-), 429